

総行行第180号  
令和2年7月16日

各都道府県総務部長  
各都道府県議会事務局長  
各指定都市総務局長  
各指定都市議会事務局長

】 殿

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の  
開催方法に関するQ&Aについて

「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」(令和2年4月30日付け総行行第117号総務省自治行政局行政課長通知)を発出したところですが、今般、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の各事務局から質問のあったことについて、Q&Aを作成しましたので、送付いたします。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における 議会の委員会の開催方法に関するQ & A

令和2年7月16日

### 1 基本的な考え方について

項目	質問要旨	回答
基本的な考え方	1 通知の基本的な考え方についてご教示いただきたい。特に、本会議と委員会とで扱いが異なる理由は何か。	<p><b>【1について】</b></p> <p>○ 今回の通知は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンラインによる方法を活用した委員会の開催を検討する地方公共団体があり、その実施の可否について、地方公共団体等から問い合わせがあったことから、以下のとおり、検討を行い、発出したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会議については、地方自治法第113条及び第116条において定足数及び表決について規定されている。これらの規定における「出席」とは、現に議場にいることと解されており、オンラインによる方法を活用することは認められていない。</li> <li>・ 本会議における審議及び議決は、団体意思の決定に直接関わる行為であり、議員の意思表示は疑義が生じる余地のない形で行われる必要があることなどから、オンラインによる方法を活用して本会議を開催することは、慎重に考える必要があると考えている。</li> <li>・ 委員会については、定足数や表決に関する事項は、条例で定めることとされている。</li> <li>・ 委員会についても、団体意思を決定する過程にお</li> </ul>

		<p>いて重要な役割を果たしている点は、本会議と同様であり、実際に委員会の開催場所に参集していただくことが基本であると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一方、本会議における表決は団体意思を決定する行為であるのに対し、委員会は本会議における審議の予備的審査を行うものであり、地方自治法の規定よりも異なる（条例で定めることとされている）ことから、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」において、オンラインによる方法を活用して委員会を開催することも差し支えないことを示したものである。</li> </ul>
	<p>2 新型コロナウイルス感染症対策以外の場面における委員会への出席のあり方についてはどう考えればよいか。</p>	<p><b>【2について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の通知で示した「委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」とは、今般の新型コロナウイルス感染症対策のように、一カ所に参集することを控える必要があるなど、委員会を開催すること自体が困難な場合を想定したものである。</li> <li>○ 上記以外の場合の出席のあり方については、現在、実施が検討されている新型コロナウイルス感染症対策としてのオンラインによる委員会の開催の取組や運営上の工夫などもよく踏まえた上で考えていくべき課題であると認識している。</li> </ul>

	<p>3 通知では、関係例規の改正の必要性を指摘しているが、改正方法として各例規の本則の改正を想定しているのか、それとも新型コロナ対策に限定していることを考慮して、特例条例、特例会議規則の制定を想定しているのか。</p>	<p><b>【3について】</b></p> <p>○ 改正の形式については、ご指摘のいずれの方法も考えられるところであり、各団体において、それぞれの現行の条例や会議規則の規定ぶりを踏まえ、適切に判断していただきたい。</p>
--	--	--

## 2 議事の公開の要請への配慮について

項目	質問要旨	回答
議事の公開の要請への配慮	1 議事の公開の要請への配慮に関して、具体的にどのような取組をすることが考えられるか。	<p>【1について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議事の公開の要請への配慮については、傍聴の機会の確保のほか、例えば、インターネット上での議事動画の公開などの取組が考えられる。</li> <li>○ オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合においても、委員会の様子を住民が見聞することができるような環境を十分に確保すべきものと考えられる。</li> </ul>
	2 インターネット上で議事の様子を視聴できるようにしている場合における議事妨害に対する対処法として、視聴者の回線を遮断する方法が考えられるが、このような方法によることで良いか。	<p>【2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議事妨害に対する対処法としては、例えば、インターネット上での議事の視聴を許可制とし、妨害があった場合は許可を取り消すこととした上で、技術的にはご指摘の方法によることなどが考えられる。</li> </ul>

### 3 議員の本人確認について

項目	質問要旨	回答
議員の本人確認	<p>1 委員の本人確認をはじめ、オンラインによる「出席」が有効に成立しているかを判断する具体的な要件として、①当該委員の音声を確認できること、②画面上に当該委員が映っていることが考えられるが、この理解で良いか。</p> <p>また、音声は確認できるが画面に映っていない委員、他者と一緒に映っている委員は、本人確認ができない又は審査に無関係な者が同席していることから、欠席又は「出席していない」とみなすものとするが、この理解で良いか。</p>	<p>【1について】</p> <p>○ 前段については、各議会において、なりすましが生じない対策を選択していただく必要がある。ご指摘の方法のほか、例えば、オンラインによる方法を活用する際に委員固有の ID・パスワードによるログインを必要とすることなども考えられるが、委員の本人確認については、最終的には議事整理に関する事項であり、委員長において適切に確認されるべきものと考えている。</p> <p>○ 後段についても、ご指摘のように整理することも考えられるが、委員の本人確認については、最終的には委員長において適切に判断されるべきものと考えている。</p>
	<p>2 オンラインによる方法を活用した委員会を開催する場合、円滑な議事運営の観点から、例えば、正副委員長、事務局は委員会室に参集して、他の委員はオンラインで参加するといった運営を行うことはできるか。</p>	<p>【2、3について】</p> <p>○ ご質問のような対応を取ることも考えられる。</p>
	<p>3 オンラインによる方法を活用した委員会を開催する場合、密集を避ける観点から、例えば、半数の委員は委員会室に参集し、半数の委員はオンラインで参加するといった運営を行うことはできるか。</p>	

	<p>4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催の決定は、基本的には委員長の権限と解して良いか。また、委員からのオンラインによる方法を活用した委員会の開催の請求は、地方自治法の開議請求と同様に、会議規則又は委員会条例に規定すれば可能と考えるが、この理解で良いか。</p>	<p><b>【4について】</b></p> <p>○ 委員会の開催にあたって、オンラインによる方法を活用することの許否を委員長の権限とすることは考えられるものである。その手続きについては、規定の方法も含め、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p>
--	---	---

#### 4 自由な意思表示の確保について

項目	質問要旨	回答
自由な意思表示の確保	<p>1 表決における「出席者」の確定方法として、委員会成立の判断の場合と同様、①当該委員の音声が確認できること、②画面上に当該委員が映っていることにより、オンラインによる「出席」が有効に成立していると考えますが、この理解で良いか。</p>	<p>【1について】</p> <p>○ 3の1と同様、委員長において適切に判断されるべきものと考えている。</p>
	<p>2 前項に関連して、自由な意思表示の確保として、オンラインによる方法を活用する委員が現にいる場所には委員以外の者を入れない(障害者である委員の介助者であらかじめ委員会、議会の許可を得た者などは除く)ことを会議規則又は委員会条例に規定する必要があると考えますが、この理解で良いか。</p>	<p>【2について】</p> <p>○ 委員以外の者が委員と同じ場所にいることを認めるかどうかについては様々なケースが想定されるところであり、規定の方法も含め、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p>
	<p>3 委員の賛否の表明とこれを判断する方法として、投票による表決や選挙は、記名・無記名に係る問題があるため、現実的に困難と考えるが、この理解で良いか。</p> <p>よって、現状、表決については、簡易又は起立(挙手)表決のいずれかを、選挙については指名推選のみを選択せざるを得ないと考えますが、この理解で良いか。</p> <p>この場合、画面に異議なしの音声、起立(挙手)の映像が確認されることにより可否を判断する</p>	<p>【3について】</p> <p>○ 投票による表決や選挙については、ご指摘のとおり困難であると考えている。オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合の表決の方法については、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p> <p>○ 賛否の確認については、ご指摘の方法により確認することも考えられるが、委員長において適切に確認されるべきものと考えている。</p>



	<p>ことになると考えるが、この理解で良いか。</p>	
4	<p>オンラインによる方法を活用した委員会の開催については、これに適合的な議事と不適合な議事が存在することが考えられる。よって、各議会において、オンラインによる方法を活用して開催する委員会において扱う議事を会議規則又は委員会条例に規定する必要があると考えるが、この理解で良いか。</p>	<p><b>【4について】</b></p> <p>○ オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合の議事の取扱いについては、規定の方法も含め、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p>
5	<p>秘密会は、その性質上、オンラインによる方法を活用した開催には適さないと考えるが、この理解で良いか。</p>	<p><b>【5について】</b></p> <p>○ 第三者が容易に委員会の様子を閲覧しうる環境の下で秘密会を開催することは適当ではないと考えるが、いずれにしても、オンラインによる方法を活用して秘密会を開催することを認めるかどうかについては、秘密会の開催に必要な環境が確保されているかなどの観点から、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。</p>

## 5 情報セキュリティ対策について

項目	質問要旨	回答
情報セキュリティ対策	1 情報セキュリティ対策を求めているが、具体的に、どのような事案に対して、どのようなセキュリティ対策が必要と考えているか。	<b>【1について】</b> ○ 情報セキュリティに関しては様々なリスクが想定しうるところであるが、各団体が自らの責任と判断において、然るべきセキュリティ対策を講じていただく必要があると考えている。

6 その他

項目	質問要旨	回答
開催場所	1 オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合、委員会の開催場所はどう考えればよいか。	<p>【1について】</p> <p>○ オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合、現行の条例や会議規則の規定ぶりを踏まえ、開催場所を特に定めず、オンラインでの開催とすることが考えられる。</p>
執行機関による説明	2 オンラインによる方法を活用して開催する委員会において執行機関が説明を行う場合、執行機関の判断で、委員会室に参集せず、それぞれの執務場所で説明を行うことは差し支えないと考えるが、この理解で良いか。	<p>【2について】</p> <p>○ 議会と執行機関の間で適切に決めていただくべきものと考えている。</p>
委員長の秩序保持権等	3 オンラインによる方法を活用している場合の委員の言動に対して、委員長は発言取消命令や退席を命じることができるかと考えるが、この理解で良いか。 なお、命令に従わない場合の実効性ある具体的方法として、委員の回線遮断による音声や画像のカットをすることが考えられるが、この理解で良いか。	<p>【3について】</p> <p>○ 前段について、ご指摘のとおりである。委員長の委員に対する秩序保持のための権限は、オンラインによる方法を活用している場合であっても変わるものではないと考えている。</p> <p>○ 後段について、ご指摘の方法が考えられるが、命令に従わない場合の具体的方法については、委員長において適切に判断されるべきものと考えている。</p>
	4 懲罰事犯については、オンラインによる方法を活用して開催される委員会も、地方自治法第133条の処分要求の要件、第134条の懲罰の要件である「委員会」のため、除名などの懲罰を科すことは可能と考えるが、この理解で良いか。	<p>【4について】</p> <p>○ オンラインによる方法を活用して開催している場合でも、当該委員会が「委員会」（地方自治法第133条、第134条第1項）であることに変わりはないも</p>

		のと考えている。
地方自治法第100条に基づく関係者の証言の請求	5 地方自治法第100条に基づく調査としての関係者の証言の請求については、民事訴訟法に関する法令中の証人の訊問に関する規定が準用されると定められているが、オンライン会議で行うことは適さないのではないか。留意すべき事項(関係規則等)はあるか。	<p>【5について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民事訴訟法第204条では、証人が遠隔地に居住する場合及び証人が圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合に限り、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による尋問を可能としている。</li> <li>○ この方法による尋問については、民事訴訟規則第123条において、「証人を当該尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭させてする」ことなどが規定されている。</li> <li>○ 地方自治法第100条に基づく調査としての関係者の証言の請求については、準用する規定の内容を踏まえ、適切に対応いただきたい。</li> </ul>
協議又は調整を行うための場	6 会議規則で定めることによって設けることができる「協議又は調整を行うための場」(地方自治法第100条第12項)についてもオンラインによる方法を活用して開催することは可能と考えるが、この理解で良いか。	<p>【6について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご指摘のとおり、地方自治法第100条第12項で規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設ける」ことについては、オンラインによる方法を活用して開催することが可能と考えている。</li> </ul>
その他	7 オンラインによる方法を活用した委員会の開催に適するソフトとして推奨できるものはあるのか。	<p>【7について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現時点でお示しできるものはない。</li> </ul>